

夜間町長室開放を伊田町長が継続

まちづくりの基本方針として、町政に広く町民の声を取り入れ「誰一人取り残さないまちづくり」をめざすため、夜間町長室開放を継続します。

○とき 6月21日(水)18時30分～20時30分

※原則、月1回の開設で毎月第2水曜日となりますが、予定変更の場合もあります。

当日17時30分までに電話などでご連絡ください。

○ところ 町長室

○その他 申し込み、問い合わせは下記までお願いします

■問合せ 総務課広報IT推進係 (☎47-2112 役場2階 窓口10番)

児童手当制度一部変更のお知らせ

児童手当の制度が令和4年6月から一部変更になりました。

変更点は次の2点です。

①現況届の提出が原則不要になりました

令和4年現況届から受給者の現況を公簿などで確認することで、現況届の提出を不要としました。ただし、下記に該当する方は引き続き現況届の提出が必要です。提出が必要な方のみ町から提出の案内を送付します。

※現況届は毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当などを引き続き受ける要件を満たしているかどうかを確認するためのものです。

○現況届の提出が必要な方

- ・離婚協議中で配偶者と別居している方
- ・配偶者からの暴力などにより、住民票登録が訓子府町以外の方

・支給要件児童の戸籍や住民票がない方（いわゆる無戸籍児童）

・法人である未成年後見人や施設などの受給者の方

・その他、町から提出の案内があった方

②所得上限限度額が設けられました

児童を養育している方の前年所得が次の表1の(2)以上の場合、令和4年10月支給分から手当が支給されなくなりました。

※手当が支給されなくなったあと、所得が(2)未満となった場合には再び支給対象となりますが、改めて認定請求書の提出が必要となります。

昨年度、所得上限限度額を超えたことにより児童手当が消滅した方で、所得が(2)未満となった場合は認定請求書の提出をお願いします。

【表1】所得制限・上限早見表

| 扶養親族の数 | (1) 所得制限限度額 | | (2) 所得上限限度額 | |
|--------|-------------|------------|-------------|---------|
| | 所得額 | 収入額の目安 | 所得額 | 収入額の目安 |
| 0人 | 622万円 | 833万3,000円 | 858万円 | 1,071万円 |
| 1人 | 660万円 | 875万6,000円 | 896万円 | 1,124万円 |
| 2人 | 698万円 | 917万8,000円 | 934万円 | 1,162万円 |
| 3人 | 736万円 | 960万円 | 972万円 | 1,200万円 |
| 4人 | 774万円 | 1,002万円 | 1,010万円 | 1,238万円 |
| 5人 | 812万円 | 1,040万円 | 1,048万円 | 1,276万円 |

前年所得と支給区分

| | |
|---------------------|--------------------------|
| 【表1】(1) 未満の方 | →児童手当支給 |
| 【表1】(1) 以上、(2) 未満の方 | →特例給付（児童1人当たり月額一律5,000円） |
| 【表1】(2) 以上の方 | →支給対象外 |

■問合せ 福祉保健課社会福祉係 (☎47-5555 総合福祉センター 窓口7番)

新型コロナウイルスワクチン接種 令和5年春開始接種のお知らせ

春開始接種（5月～8月）では、重症化リスクが高い方にワクチン接種を行います。

○接種対象者

初回接種（1・2回目）を終了し、前回の接種から3か月以上経過した次の方が対象です。

①65歳以上の方

②12歳以上64歳以下で基礎疾患を有する方、その他重症化リスクが高いと医師が認める方

③医療機関、高齢者・障がい者施設などの医療従事者

※初回接種を終了している12歳以上64歳以下の方には接種券発行についての申請書を送付しますので、ご確認の上、②・③に該当する方で接種を希望される方は申請してください。

○接種スケジュール

・集団接種（総合福祉センター）は、6月11日(日)、25日(日)

・個別接種（訓子府クリニック）は、5月下旬～7月下旬まで（予定）

詳しい日程は、対象者へ送付している接種券に同封の接種スケジュールをご確認ください。

○初回接種（1・2回目）が未接種で接種を希望される方

令和6年3月31日まで接種可能となります。希望される方は、下記までお問い合わせください。

■問合せ 新型コロナウイルスワクチン接種対策班 (☎57-3025 総合福祉センター 窓口7番)

介護保険 福祉用具購入・住宅改修費用の一部を給付

介護保険の認定（要支援1・2、要介護1～5）を受けている方について、福祉用具購入・住宅改修を行う場合、費用の7割から9割相当額が給付されます。

詳しくは購入前・改修前に、担当ケアマネージャーや福祉保健課までお問い合わせください。

■福祉用具の購入

○購入できる用具 ポータブルトイレ、入浴用椅子、浴槽内すのこなど

○支給限度額 同一年度で10万円まで

※北海道で指定されている事業所からの購入に限ります。また、購入年度に関わらず、同一品目の購入は1回限りとなります。

■住宅改修

○改修の対象となるもの 手すりの取り付け、段差の解消、引き戸などへの扉の取り換えなど

○支給限度額 改修時に居住している住宅につき20万円まで

※住宅改修の着工前に事前申請が必要となります。



高齢者等健やか住宅改造費助成事業でも助成しています

要介護認定申請をして「非該当」の認定をされても、町が行う「高齢者等健やか住宅改造費助成事業」の対象となる場合がありますので、お問い合わせください。

○対象者 日常生活に介助を要するおおむね65歳以上の高齢者のいる世帯

○改修の対象となるもの 手すりの設置、段差の解消など

○支給限度額 改修費用の半額助成（助成額18万円まで）



■問合せ 福祉保健課介護保険係 (☎47-5555 総合福祉センター 窓口7番)